

一人会社再考

——日西会社法改正案の比較法的考察——

黒 田 清 彦

目 次

- 一 はじめに
- 二 現行スペイン法と学説・判例
- 三 スペイン改正立法の動向
 - 三―一 改正動向の背景と二つの草案
 - 三―二 一九七九年草案における一人株式会社
 - 三―三 一九八七年草案における一人株式会社
 - 三―四 破産法改正草案における一人会社の取扱い
- 四 我が国改正試案の批判的考察
 - 四―一 発起人複数性排除の根拠とこれに対する疑問
 - 四―二 有限責任原則の相対性
- 五 おわりに

一 はじめに

周知の如く、我が国では、一九八六年五月に法務省民事局参事官室から「商法・有限会社法改正試案」(以下単に

「改正試案」と称する）が公表されて後、これに対する各界の意見を徴した上で、現在国会に上程すべき改正要綱案が法制審議会商法部会において作成中であるが、いわゆる一人会社については、改正試案通りの規定が盛り込まれるようである。即ち、我が国の通説・判例の立場をさらに進めて、株式会社のみならず有限会社についても、単一人で会社を設立することが認められる。

時あたかも我が国で右改正要綱案の作成作業が開始された同じ年（一九八七年）の一〇月に、スペインでも永年の懸案であった株式会社法の改正を中心とする法案が公表され、現在国会で審議中である。⁽¹⁾ 後に見る如く、彼国の現行法においては、一定の例外を除き、原始株主は三名必要であり、一人株式会社の設立は認められない。しかし、通説および判例は、成立後の（偶発的）一人株式会社を容認しており、この点我が国における状況と同様である。これに對して、一九八七年草案は、例外を拡大して一人株式会社の設立を認めるが、この場合、単独株主たる者は無限責任を負わされる。

筆者は、一人会社を全く否認するという立場を採るものではないが、ただ、社団性との関連において我が国の今次改正試案に疑問を抱いたこと、および、ほぼ時を同じくして公表されたスペインの改正草案から受けた刺激が、一人会社を考え直すきっかけとなった。したがって、本稿は、我が国では知られることの少ないスペインにおける議論と改正立法の動向に視座を据えて、比較法的見地から、我が国の今次改正試案における一人会社の扱いに批判的考察を加えることを目的とする。

註

(1) マドリー・アウトノマ大学法学部のイグレースィアス (Juan Luis Iglesias Prada) 教授からの私信によれば、今年六月に国会で成立すると予想されている由である。他方、我が国の改正作業は、当初の予定から遅れて、来年国会提出の見込みである（大谷禎男「89 商事法務展望」商事法務第一一六九号・二〇頁）。株式会社法制定後初の大幅改正を行うスペインの場

合も、予想より成立が遅れることはあり得ると思われる。

二 現行スペイン法と学説・判例

一九五一年に商法典から独立して制定されたスペインの現行株式会社法（正式には Ley Reguladora de 17 de julio de 1951 sobre Régimen Jurídico de Sociedades Anónimas——通常は Ley de Sociedades Anónimas: 以下LSAと略称する）は、その第一〇条第一項において、株式会社の設立発起人が三名必要であると定めている。但し、公権力の組織が株式会社を設立する場合は例外である。これについては、彼国では公権力が自ら企業活動を行う例が多いという状況を想起しなければならない。たとえば、工業エネルギー省に属するINIやINHという機関は、言わば国家持株会社として、重要基幹産業部門に出資しているし、政府系金融機関も株式会社形態を採り、LSAの適用を受ける。あるいはまた、株式会社として旅客運送などの公共事業を営む地方公共団体も珍しくない。このような公権力の組織が株式会社を設立する場合には、法定の最低員数は適用されない。つまり、相異なる二つの公権力組織が共同で株式会社（二人会社）を設立することも、また、ある公権力組織が単独で株式会社（一人会社）を設立することも認められる。

いずれにせよ、設立発起人の最低員数は原則として三名であり、また、株式を引き受け発起人の資格要件とされている（LSA一〇条一項）ので、株式会社の成立当初から（*ab initio*）株主が一名しか存在しないということとは、右の例外の場合を除き、あり得ない。これは、他の会社形態の場合におけると同様、会社を社団、会社設立を契約と見ることによる。

しかしながら、我が国におけると異なり、スペインでは、LSAのみならず、商法典においても有限会社法におい

ても、会社の成立後に生じた社員数の減少が会社の解散事由とはされていない⁽⁶⁾。また、現行LSAの立法理由(Exposición de Motivos) VIIによれば、株式が唯一人の手中に帰しても、「社員の数性が回復されて、正常な状態が再生する可能性 (posibilidad de que la normalidad se produzca) の存続する限りにおいて、直ちに解散となるものではない」とされている。以上二つの理由から、通説は「偶発的な (devenida, sobrevenida) 一人株式会社を認めている⁽⁷⁾。

この偶発的一人会社の有効性に関して、判例では、LSA制定前(最判一八九一年六月一三日)株式会社につき一件、有限会社法制定の翌年(一九五四年三月三日)有限会社につき一件、各々否定例がある⁽⁸⁾けれども、一九五五年一月三日の最高裁判所判決以降は、肯定説を採ってきた⁽⁹⁾。その根拠は、右に述べた通説のそれと同様である。即ち、①法律上解散事由とされていないこと、および②社団性の復活可能性である⁽¹⁰⁾。

これに対して、一部の学説は、一人会社は「組織および法人としての会社の本質的前提の一つ (uno de los su-puestos esenciales)」を欠いたものであり、会社とは言えないとして、否定説を唱え、同時に、肯定説の根拠となる立法理由VIIIを批判する⁽¹²⁾。また、最近では、LSA第一五〇条第一項第二号の解散事由「会社の目的を実現することが明らかに不可能なこと」を一人株式会社否定の根拠とする説も見られる。即ち、一人株式会社では株主総会が会社機関として機能し得ないことを理由に、その解散を主張するものである⁽¹³⁾。さらには、従来の判例に抗して、株式の一人集中がLSA第一五〇条に列挙されていないけれども、「資本会社の原則に基づく解散事由」である、と判示した判決(一九八〇年六月一日サラゴサ高等裁判所)が注目される⁽¹⁴⁾。

ここで、現行法の立法理由VIIIについて、二つのことを指摘しておきたい。一つは、一人会社が異常な事象であると立法者が認識している点、今一つは、「直ちに解散となるものではない」というのは解散事由となることを否定しているわけではない、という点である。

第一点について換言すれば、一人会社というものは本来的には認めるべきでないという認識が、肯定説を採る通説および判例の根底にあるように思われる。もっとも、立法論として設立当初から一人会社を容認しようという主張が全く見られないわけではない。個人企業の法制度化としての一人会社という意味において、有限責任個人企業を立法化することを主張する学説も一部にある。⁽¹⁵⁾ また、最近では、フランスにおける同制度立法化の影響もあって、スペインでもこれを立法化する法案が一九八五年に提出された。⁽¹⁷⁾ しかし、慎重論も有力であり、理由は必ずしも明らかでないが、右法案も参議院では否決されている。個人財産から分離された目的財産 (bienes afectos al negocio, patrimonio separado, patrimonio de afectación) を組織化することは評価されても、結局、この制度は大部分において有限会社法と同様の規整を受け、⁽¹⁸⁾ 理念的にはともかくも実質的には会社と同一視されるため、社団的会社概念・契約的会社概念とは相容れない。立法化に抵抗のある所以であろう。

第一点については、社団性の復活可能性が存在しなければ、株式の一人集中が解散事由となり得ると解することができる。もっとも、かかる可能性云々は抽象論に過ぎないのであって、具体的な判断基準が示されていない現行法の下では、その可能性の不存在を証明して解散に導くことは困難である。そこで、立法論として、株主が複数になるまでの猶予期間を定め、この期間が経過した時点で解散させるという考え方も出てくる。これは、後に見る一九七九年草案で採られた方法である。

註

- (2) INI (Instituto Nacional de Industrias: 全国産業公団) は、一九四一年、内戦により疲弊したスペイン経済を建て直す目的で、フランシスコ統治経済下のイタリブにおけるIRI (Instituto per la Ricostruzione Industriale: 産業復興公団) を模して設立された。フランコ政権下はもとより、その後の民主中道連合(UCD) 政権及び現在のスペイン社会主義労働者党(PSOE) 政権の下でも、経済社会において重要な役割を果たしている。INH (Instituto Nacional de

Hidrocarburos: 全国炭化水素公団)は、いわゆるオイルショックの影響から、エネルギー部門強化の一環として、一九八一年にINIから分離・独立させられた機関である。合理化・民営化の流れの中で各々の傘下企業数は減少傾向にある——INIおよびINHの子会社(孫会社を除く)は、一九八四年末に各々七八社および一〇社であったのが、一九八六年末では各々四八社および一社に減っている——が、その重要性は無視できない。たとえば、INI傘下企業(直接出資と間接出資の双方)の全国生産に占める比率を見ると、電解アルミニウム一〇〇%、石炭五〇%、造船五〇%、鉄鋼三三%、電力三二%である(一九八六年度)。また、気体燃料部門では、INH自ら全額出資するのは一社だけであるが、その一社が行う直接または間接の全額出資(完全子会社または完全孫会社)が多いため、実質的には、この部門における有力企業二〇数社の殆どすべてがINHの完全支配下にあることになる。——以上統計数字は Anuario el País 1985, 1988 による。

- (3) 各種事業者向けの特定の金融機関は、「公共融資の組織および制度に関する法律(Ley de 19 de junio de 1971 sobre Organización y Régimen del Crédito Oficial)」第二四条により、全額政府出資の株式会社たることが義務付けられている。これらの特殊会社に出資する政府機関は、大蔵省の国有財産局(Dirección General del Patrimonio Nacional)である。同局は、多くの民間部門に出資しており、INIおよびINHと並んで、スペインの「三大持株会社」と呼ばれている。

- (4) INI、INHおよび国有財産局が全額出資する会社も、ここという公権力組織と同一視されるため、同条項の適用を免れる。これら完全子会社が単独であるいは右の政府機関(特にINI・INH)と共同で孫会社を設立する例は多い。しかし、官民共同出資の混合経済(economía mixta)型の株式会社(我が国でいう第三セクター)の場合には、民間資本のみによる場合と同様、発起人は三名以上でなければならぬ(Garrigues, en Joaquín Garrigues Díaz-Cañabate y Rodrigo Uría González, "Comentario a la Ley de Sociedades Anónimas", t. I, 3ª ed., revisada, corregida y puesta al día por Aurelio Menéndez y Manuel Olivencia, Madrid, 1976, págs. 231-232)。

- (5) Uría, "Comentario..." cit. t. II, pág. 796; Jesús Rubio García-Mina, "Curso de Derecho de Sociedades Anónimas", 3ª ed., Editorial de Derecho Financiero, Madrid, 1974, pág. 496, etc.

- (6) 商法第二二一条(すべての会社形態についての解散事由)

① 会社契約が予定された期間の満了または会社目的たる事業の終了。

- ② 資本の全損。
 - ③ 会社の破産。
- 上のA第一五〇条第一項および有限会社法第三〇条第一項(各々の会社形態についての解散事由——同)
- ① 定款に定められた期間の満了。
 - ② 会社の目的たる事業の終了またはこれを実現することが明らかた不可能なこと。
 - ③ 資産が会社資本の三分の一を下回る額に減少する損失。但し、会社資本が填補または減少せしめられた場合を除く。
 - ④ 合併。
 - ⑤ 総会の特別決議。
 - ⑥ その他定款に定められた事由。
- (7) José Girón Tena, "Derecho de Sociedades Anónimas", Universidad de Valladolid, 1952, págs. 79 y siguientes. Uria, "Comentario...", cit., t. II, pág. 800; Manuel Broseta Pont, "Manual de Derecho Mercantil", 4ª ed., Tecnos, Madrid, 1981, pág. 207; Angel Velasco Alonso, "La Ley de Sociedades Anónimas", 5ª ed., Editoriales de Derecho Reunidas, Madrid, 1982, págs. 86-87; F. Javier Arana Condra, "Sociedades Anónimas", 4ª ed., Index, Madrid, 1982, págs. 85-86; Alejandro Pelletier, "Interpretación práctica de la Ley de Sociedades Anónimas", 8ª ed., Publicaciones Técnico-Mercantiles, Madrid, 1978, pág. 68, etc.
- なお、現行法制定前をとり一人会社の有効性を認める見解として、Garrigues, "Tratado de Derecho Mercantil", t. I-v. 3, Madrid, 1949, pág. 1220; Emilio Langle y Rubio, "Manual de Derecho Mercantil Español", t. I, Bosch, Barcelona, 1950, pág. 403.
- (8) Garrigues, "Curso de Derecho Mercantil", t. I, 7ª ed., revisada con la colaboración de Alberto Bercovitz, Madrid, 1976, pág. 591.
- (9) Aranzadi R. núm. 2372/55.
- (10) 現行法以前における最初の肯定例は、一九二二年四月七日の最高裁判所判決による(Garrigues, "Curso..." cit., t. I, pág. 591)。

- (11) 我が国においても、あるいは「社団性の復活が可能」(西原寛一「株式会社と社団法人性」田中耕太郎編・株式会社法講座・有斐閣・一九五五年・第一巻・七五頁)、あるいは「社団の可能性」(野津務「一人会社について」日本法学第二四巻第一号・一九五八年・一八頁)という表現で、一人会社が擁護される。
- (12) Rubio, *op. cit.*, pág. 496.
- (13) Arroyo, "La Sociedad Unipersonal en el Derecho Español", *Revista Jurídica de Cataluña*, vol. I, 1982, pág. 138. 我が国でも、会社運営面について一人株式会社を否定する見解がある(吉永栄助「実質上の一人会社の株主総会の特別決議の方法として右の一人株主の意思決定をもって代替しうるか——法人格を否認しなかつた一事例——」金融・商事判例第一〇一号・一九七〇年・四頁)。
- (14) Alberto Alonso Ureba, "Sociedad Unipersonal", en "La Reforma del Derecho Español de Sociedades de Capital", Editorial Civitas, Madrid, 1987, pág. 265.
- (15) Sixto García Alvarez, "La «O. I.», Persona jurídica mercantil de fisonomía unipersonal", Madrid, 1944; Juan B. Jordano Barea, "La Sociedad de un solo Socio", *Revista de Derecho Mercantil*, núms. 91-92, Madrid, 1964; Manuel de la Cámara, "Sociedades Comerciales (El empresario individual de responsabilidad limitada. El levantamiento del velo de la persona jurídica de las sociedades mercantiles. Necesidad de la escritura pública en la constitución de las sociedades comerciales y sus modificaciones)", *Revista de Derecho Notarial*, año XXI-núm. LXXXI-LXXXII, 1973, etc.
- (16) Loi n° 85697 du juillet 1985 relative à l'entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée et à l'exploitation agricole à responsabilité limitée. 農林業「フランスとドイツの一人会社の法制化」商事法務第一〇八五号(一九八六年) 二二頁以下。
- (17) 国民会議 (Grupo Parlamentario Popular) の議案提出により Proposition de Ley sobre Régimen Jurídico de las Empresas Individuales de Responsabilidad Limitada (EIRL) を提出された。その簡明な紹介を、Adolfo Auriolés Martín, "La Sociedad Anónima unipersonal en la reciente sentencia (A propósito de la sentencia del Tribunal Supremo de 27 de noviembre de 1985)", *Revista de Derecho Mercantil*, núms. 179-180, Madrid, 1986, pág.

186.

(18) テ・ラ・カーマラ博士は、肯定説を採られるが、その利害得失を充分に検討した上での慎重な立法の必要性を説かれる
(De la Cámara, op. cit., pág. 400)。

(19) Auriolles Martín, op. cit., pág. 186.

三 スペイン改正立法の動向

三―一 改正動向の背景と二つの草案

一人会社に関するスペインの改正立法に触れるこの機会に、LSAの改正動向を概観しておきたいと思う。一般にスペイン法については我が国で知られることが殆どないからでもあるが、改正立法全体の中で一人会社の位置付けを把握することも必要であると考えるからである。

LSAは、一九六〇年代の西ドイツやフランスにおける改正を契機として、司法省法典委員会の商法部会で、その全面改正が検討されてきた⁽²⁰⁾。しかし、作業はなかなか進展しなかった。特に一九六七年〜八年頃から、国内では反フランコ攻勢の激化・マテオサ事件・ブルゴス裁判・首相暗殺など、国外ではイギリスとのジブラルタル問題の紛糾やアフリカにおける植民地の喪失などにより、フランコ政権は末期的な混乱状態に陥り、とても改正立法どころではなくなってきたからである。⁽²¹⁾

LSAの改正気運を盛り上げたのは、フランコ没(一九七五年一月)後の諸制度改革の動向であり、また、対外的には、スペインが永年加盟を希求してきたEC——一九八六年加盟達成——における会社法制の統一ないし調和の動き、換言すれば、EC指令やヨーロッパ会社法案である。

一九七八年、新生スペインの礎たる民主的憲法が公布された同じ一二月に、法典委員会から司法大臣に対して初めて改正法案が提出された。その後若干の手直しを加えられて、翌年五月に発表されたのが、一九七九年草案として知られる改正草案である（但し公刊されていない）。一九七九年草案は、LSAの全面改正を企図したものである。後に見る一人会社の制限的許容と単独株主の無限責任の他、株主保護の強化・無議決権株・二層式経営機構・外部監査制度・コンツェルン規制・会社の分割等、新しく設けられた規定が多く、他方、当然のことながら、現行制度の立法上の不備を補い、かつ、学説・判例が対立する問題点につき解決をはかっているので、その内容（条文数）は、現行法の約一・五倍にもなっている。⁽²³⁾

その後、商法部会は、他の懸案の一つであった手形・小切手法の新立法を優先させ、この作業が終了した一九八四年、右草案の検討を再開した。⁽²³⁾ところが、翌年には念願のEC加盟条約の調印・批准が実現したため、司法省は、国内法を会社に関するEC指令に適合させる任務を同部会に命じた。このため、同部会は、①株式会社に限らない、および②現行指令の枠内に限るといふ二つの意味において、従来の改正作業方針を変更することにした。⁽²⁴⁾もちろん、この新しい方針の下でも、一九七九年草案がたたき台になったことは言うまでもない。⁽²⁵⁾以上の経緯で成立したのが一九八七年草案である。

右に述べた如く、また、「会社についての商事立法の一部改正およびEC指令への適合に関する法律草案 (Anteproyecto de Ley de Reforma Parcial y Adaptación de la Legislación Mercantil a las Directivas de la CEE en materia de Sociedades)」⁽²⁶⁾という名称が示す如く、一九八七年草案の改正の対象は必ずしも株式会社に限られないが、同時に、会社法をEC指令に適合させることがその目的である。したがって、次の点で一九七九年草案と異なる。即ち、まだ提案段階でEC理事会の決定を受けていない第五指令案が考慮に入れられなかった結果、会社の機関に関する改正は含まれないし、同様に、コンツェルン規制も、EC指令を待って、将来立法化する予定で

ある（立法理由Ⅱ）。また、理由は今一つ明らかでないが、会計監査に関する第八指令（84/253/CEE）は、独立の立法として考慮されることになっている（立法理由Ⅰ）。

一人会社については、単独株主の無限責任を認める点において一九七九年草案と異ならないが、一九八七年草案は、①EC第二指令（77/91/CEE）に従い、株主数が法定の最低員数を下回ったことを解散事由としないこと、および②公権力以外による一人株式会社の設立を容認することの二点において、一九七九年草案と大きな違いを示している。その詳細は、以下に述べる。

註

- (20) 法典委員会 (Comisión General de Codificación: 直訳すれば「法典編纂全体委員会」) 商法部会については、拙稿「スペイン株式会社法改正予備草案をめぐる若干の考察」南山法学第九巻第三号（一九八六年）四八頁註(2)。
- (21) マテーサ事件は、政財界の癒着が暴露された、スメインにおける戦後最大のスキヤングル、ブルゴス裁判は、過激派（非合法組織ETAのメンバー）に対する不当な裁判として世界的に大きく報道された。
- (22) 前掲拙稿四五頁以下。
- (23) 当時、商事立法作業が一時頓挫した一般的原因の一つとして、改正作業の強力な牽引力であった商法部長ガリーゲス (Joaquín Garrigues Díaz-Cañabate) 博士の死（一九八三年一月）が考えられる。また、LSAの改正については、それが政治的な影響を受けやすところから、社会主義政権の成立（一九八二年二月）も無関係ではないと思われる——前掲拙稿四九頁註(4)・(5)。
- (24) Aurelio Menéndez Menéndez, "El Anteproyecto de Ley de Reforma Parcial y Adaptación de la Legislación Mercantil a las Directivas de la CEE en materia de Sociedades", en "La Reforma de la Ley de Sociedades Anónimas" bajo dirección de Angel Rojo, Editorial Civitas, Madrid, 1987, pág. 15.
- (25) Ibid. loc. cit.
- (26) Anteproyecto は「暫定的 (provisional)」・「第一次 (primera)」の法案という以外、厳密な定義付けはなされていない。

(Comares 社の Diccionario Básico Jurídico など)が、事実上は、国会の本会議における審議に付されるまでの名称として用いられているようである。委員会における修正を経て本会議に上程されてからは、Proyecto と称される。訳し分ければ、前者が予備草案、後者が本草案ということになるが、本稿では、煩瑣を避けるため、単に草案と称する。ちなみに、一九七九年草案は、Anteproyecto de Ley de Sociedades Anónimas である。

三二二 一九七九年草案における一人株式会社

一九七九年草案については、まず、株式会社の設立発起人の最低員数を現行法の三名から五名に引き上げたこと(二二条一項)を指摘しなければならない。その理由としては、「株式会社本来の制度像をより清楚に(más nítida)保つ」ことが挙げられている(立法理由I)。これを換言すれば、株式会社形態を採るべき企業をできるだけ経済的規模の大きいものに限定し——この意味において初めて最低資本額(五〇〇万ペセータ…当時の為替レートで約一五〇〇万円)が設けられた(四条一項)——、同時に、株主および会社債権者保護の観点から、設立手続きに関する発起人の責任を言わば量的に強化することが企図されたものであろう。さらには、EC主要国の立法例(英・仏・ベルギー各七名、西独五名)に近付けるのが望ましいとの配慮が働いている。⁽²⁸⁾

一九七九年草案においても、現行法同様、株式を引き受けることが発起人の資格要件とされるから、株式会社成立時には最低五名の株主が存在しなければならないことになる。そして、この員数を下回することは解散事由とされ、ただ、そのような事態(株主五名未満)に至った株式会社は、爾後一年に限りて存続を許される(二四三条五号)。一九七九年草案は、先に述べた現行法の立法理由VIIIに言及された「正常な状態が再生する可能性」につき、一年という時間的規準を設けたわけである。これは、隣国フランスの会社法の影響であろう。⁽²⁹⁾

株主数が五人未満という場合には当然一人株式会社が含まれるから、一九七九年草案は、一年という時間的制限の

中でこれを認知したことになるが、注意すべきは、この間単独株主が会社債務につき無限責任を負わされることである(二三条)。かかる責任を単独株主に負わせるのは、発起人の最低員数引き上げの目的(前述)と並んで、「法人格の濫用という不正な状況を是正する」ことを目的としている(立法理由I)。

註

- (27) ガリーゲス博士は、現行法が発起人の最低員数を社団として要求される最低限の二名ではなく三名と定めたことにつき、この趣旨を述べられる(Garrigues, "Comentario..." cit., t. I, págs. 229-230)。フロセータ教授は、一九七九年草案につき、規模の大小により株式会社か有限会社かの選択を得させることを評価されるが、株式会社の最低資本額としてはもっと引き上げるべきだと主張する(Broseta, "Reforma del Derecho de Sociedades Anónimas" en "La Reforma de la Legislación Mercantil", Editorial Civitas, Madrid, 1979, págs. 186-187)。
- (28) Broseta, "Reforma..." cit., pág. 187.
- (29) 但し、フランス法では、有限会社(一九八六年に一人会社の設立を認める立法がなされた—註16)を除くすべての会社形態につき、この規準が適用される(会社法九条)。

三—三 一九八七年草案における一人株式会社

一九八七年草案における一人株式会社の規律については、次の三点を指摘しなければならない。

- ① 設立発起人の最低員数は三名(一二条一項)。
- ② 公権力または株式会社が全額出資する場合は、一人株式会社の設立を認める(同二項)。
- ③ 一人株式会社として設立された場合であれ、成立後に生じた一人株式会社の場合であれ、単独株主は、会社の

債務につき無限責任を負う(二三条)。

①については、現行法通りである。一九七九年草案で五名に引き上げたのにこれを撤回したのは、発起人の員数を増やすよりも、最低資本額を引き上げる方が、第三者の保護の観点から実効的であると考えられたからであろう。一九七九年草案で提案された五〇〇万ペセータという金額の不当さはかねてより批判されていたから、一九八七年草案では、これを倍額の一〇〇〇万ペセータ(約一〇〇〇万円強)に改めた。⁽³¹⁾

②については、現行法上公権力にのみ認められている例外的な一人株式会社設立を、私法人たる株式会社にも認めようとしている点が注目される。これは、草案の立法理由VIに明らかにされているように、完全子会社の設立を容易ならしめようという趣旨である。その背景には、近年コンツェルン(Grupos de sociedades)が激増しているというスペイン国内の経済社会状況があることを忘れてはならない。この現象の生成要因としては、次のようなことが挙げられるであろう。即ち、EC加盟に伴い設備投資が拡大・増加したこと、このEC統合の完結が予定される一九九二年にコロンブスのアメリカ大陸発見五〇〇周年祭およびこれを記念して開催されるセビーリヤ万国博覧会、さらには同年バルセロナで開かれるオリンピック大会——こういった大規模な事業に向けて、経済界が空前の活況を呈し、起きていることである。また、現政権が、必ずしも社会主義のイデオロギーに拘泥することなく国有・国营企業を民営化する、労働組合に迎合することなく産業構造改革・企業合理化を推進する、といった政策を採っていることも無関係ではなからう。要するに、経済社会の実情に鑑み、設立当初からの一人株式会社を明示的に許容したということである。民間では発起人が株式会社の場合に限るという制限はあるが、一九七九年草案と比べれば、一人株式会社肯定へと一歩踏み出したことになる。

③の無限責任についても、一九七九年草案とは少々趣が異なる。無限責任それ自体に関する条文規定に異なるところはないのであるが、一九七九年草案では、公権力全額出資の場合を除き、会社成立後に株主が一人となったことは

解散事由となるという前提に立って、一年間の猶予期間を設け、株主が複数となるまでは単独株主が無限責任を負うという方法を採用したのに対して、一九八七年草案は、この前提を掲げることも、株主複数性回復の猶予期間を設けることもやめた。つまり、一人株主の無限責任が正面に据えられ、当初から一人会社として設立された株式会社はもとより、成立後株主が一人となった株式会社の場合においても、期間が制限されることなく単独株主が無限責任を負うという形で、成立後の一人株式会社が言わば黙示的に承認されたのである。⁽³²⁾この点、一九七九年草案が前述の如くフランス方式を採用したのに対し、一九八七年草案はイタリア方式(民二三六二条)を採用したことになる。

註

(26) Broseta, "Reforma..." cit., pág. 186; Velasco op. cit., pág. 45.

(31) 現在の為替レートで約一〇〇〇万円と言っても、経済的要因(一人当たりの国民所得や貨幣の購買力など)を考慮に入れば、実質的には二〇〇〇万円くらいの価値があるのではないかというのが、筆者の生活体験からの印象である。有限会社については、五〇万ペセタの最低資本額が定められた。

(32) 一部の学説は、立法論として単独株主に無限責任を負わせることに反対する。即ち、一人会社は取引上および構造上の観点から(会社法の枠内で捉えることが)可能であり、法政策上もこれを認めるのが正当であるから、単独株主を特別の責任制度に結び付けるべきではない、とする(括弧内は筆者の補足)。この説によれば、会社財産と個人財産の分別がなされない場合に「法人格否認(penetración o desvelo de la personalidad jurídica)の法理を適用する(Giron Tena, op. cit., pág. 79; Alonso Ureba, op. cit., pág. 267)。

三十四 破産法改正草案における一人会社の取扱

会社法改正作業と併行して一九八三年以来検討されている破産法改正草案(Anteproyecto de Ley Concursal)⁽³³⁾

には、「会社の破産は、単独社員または破産の申請が受理された日から遡って一年内に三ヶ月を超える期間社員であった者の破産を決定する」という規定（一五二条）が設けられている。

破産の拡張は、手続法上の技術であって、責任を負わせるという実体法上の面とは異なる問題である。しかし、こゝでも、一人会社の存在を前提として、つまり一人会社を容認した上で、会社の破産をその単独社員に及ぼすという、言わば責任移転の意味において、会社法改正草案と同一の目的が示されていることは、注目に値する。

註

(33) その詳細な研究は *Revista de la Facultad de Derecho de la Universidad Complutense*, Monográfico 8, "Estudios sobre el Anteproyecto de Ley Concursal", Madrid, 1985.

(34) Joaquín Bisbal y Méndez, "La Sociedad Anónima Unipersonal", en "La Reforma...", cit., pág. 79.

四 我が国改正試案の再考

四一 発起人（株主）複数性排除の根拠とこれに対する疑問

法の理念としては、複数人が同一の営利目的のために団体を作り、これにその構成員から独立した主体性を付与するという合意の下に、法律要件を満たして成立するのが会社である。したがって、一人会社というのは、理念的にはあり得べからざる、言わば病理現象である。かかる病理現象を治癒するのではなく、却ってこれに市民権を付与しようとするのが、今次我が国改正試案の立場である。

改正試案において、株式会社と有限会社は一人でも設立することができるとする根拠は、次のような点にある。即

ち、現実問題として一人会社は多数存在するということ、そして、設立時に何とか形だけを整え（頭数だけ揃え）れば、実質的には容易に会社を作ることができる、「そういう意味では現行法の発起人による規制というのは、決して会社乱立に対するバリアーになっていない」、そんな「むだなう、そ、をつくことを強制する」⁽³⁶⁾よりは、最初から一人で設立することを認める方が実際的である、という価値判断である。乱立防止の有効なバリアーとしては最低資本制度が設けられようとしており、改正試案（一の20a）における二〇〇万円という金額如何は別問題として、この観点から資本の最低額を設定することに筆者はいささかも反対しない。しかし、果たして発起人の複数性を頭から否定してよいものかどうか。私見によれば、発起人複数性の法定は、人を集めるといふ手間ひまがかかる、⁽³⁷⁾発起人としての重い責任が課せられる、あるいは発起人同士の相互牽制作用が働くという意味において、それなりに乱立に対する抑止力になっていることは否定できないと考えられる。

このような観点は、改正試案自体にも表れている。たとえば、改正試案一の4において、会社設立時における少額の現物出資や財産引受については検査役の調査または専門家の証明を不要としているが、この省略は出資者間の相互牽制に依存している面があることから、⁽³⁸⁾発起人が少数（たとえば五人）の場合には調査や証明を省略できないとしている（同ただし書）のがそれである。発起人複数性は会社設立時における手続き厳正に資することを、換言すれば複数性の意義を、立法者自身が認めているのである。

いずれにせよ、会社の財産的基盤を確保するために最低資本制度を設けたのであれば、設立時における発起人の責任を言わば量的に減少せしめることは、むしろ改正の趣旨に反することになるのではなからうか。

他方、商法第五二条と有限会社法第一条の社團たる定義規定をそのままにしておきながら一人株式会社と一人有限会社の設立を認めるというのは、論理的に矛盾するのであって、立法論として妥当ではない。よしんば解釈論によってこの矛盾を克服し（ごまかし？）得るにせよ、立法論としては、社團性を基礎に置いて、いわゆる藁人形・ロボッ

ト発起人（株主）を排除する方策を立てて、不健全な会社設立（乱立）を防止するのが筋道ではなからうか、と筆者は考える。具体的には、発起人の資格を制限する、たとえば成年者（または行為能力者）あるいは自ら生計を立てる者に限る、同一生計者を排除するとか、発起人の株式引受義務の最低限度を法定するというようなことが考えられよう。

以上は会社の社団性を重視した考え方である。しかし、もしこれを否認して一人会社の設立を肯定するのであれば、それはもはや社団ではないのであるから、別の観点から発起人の資格要件を定めることが必要である。次に述べるように、この場合の発起人は無限責任を負うべきであると筆者は考えるので、それに相応しい資力、親会社の場合であればその資本規模などに留意すべきであろう。

もとより、筆者は、一般的に商事立法が企業社会の状況に応じて柔軟に対処すべきことを否定するものではないし、また、法理論の整合性の故に「實際界は不便を我慢しろ」³⁹などと主張するつもりもない。しかしながら、現実に対処するということは、これに安易に妥協するということであってはならない。換言すれば、実務上うまく行くかどうかという、学者が理屈上の矛盾や不都合を我慢したり、あるいは不自然な辻つま合わせを余儀なくされるといふのは、考えものである。発起人の法定最低員数が実質的に守られないことが多いからこれを廃止するというのは、どうも乱暴に思えるのである。たとえば、速度が制限されている自動車道路で実質的に制限が守られていない場合に、これを廃止すべきであろうか。

要するに、筆者は、会社設立時には何らかの合理的な要件と共に発起人の複数性を要求して会社の社団性を貫くべきである、と考える。そして、一人会社の設立を認めるならば、特に資力の面からさらに厳格な要件を課すべきことを主張する。他方、会社成立後に社員数が一人となるに至った場合については、これを異常な状態と捉えて対処すべきであると考ええる。その際に、すべての会社につきこれを解散事由と定めるのも一つのやり方であろう。あるいは、

スペインの一九七九年改正草案やその他の立法例に見られる如く、一定の猶予期間を設けた上で解散に導く方法もある。立法政策上の問題として議論の分かれるところであるが、筆者は、解散の方向へ持っていくよりは、むしろ単独社員に無限責任を課するのが妥当ではないかと考える。⁽⁴²⁾この点は、いわゆる有限責任の原則との関係で次に述べたい。

註

- (35) 座談会「商法改正要綱案作成の現況と問題点」商事法務第一一三三号(一九八八年)一一頁における竹内昭夫教授発言。
- (36) 法務省民事局参事官室「会社法はどう変わるか」商事法務研究会・一九八六年・六頁。
- (37) 座談会「商法改正要綱案の第三読会を終えて」(1)「商事法務第一一五四号(一九八八年)六頁における阿部一正氏発言。
- (38) 菅原菊志「設立経過の調査」田中誠二監修・商法・有限会社法改正試案の研究・金融・商事判例第七五五号(一九八六年)四二頁。
- (39) 津田利治「会社法の大意」下巻・慶應通信・一九五九年・五八四頁。米津昭子「一人会社について」法学研究第四卷第三号(一九七一年)一九八頁、大野直治「一人会社について」埼玉大学社会科学論集第三〇号(一九七二年)一一九頁、西脇敏男「一人会社と有限責任」中央学院論叢第一卷第一号(一九七六年)二八八頁、大賀祥充『「一人会社の設立」考」法学研究第五〇巻第一二二号(一九七七年)二四三頁。
- (40) 竹内教授は、「社団性を満たすか満たさないか」というのは学者の間の議論の対立に過ぎず、「その問題が学者仲間で決着がつかずまで実際界はがまんしろなどという議論」を批判される(商事法務第一一三三号一三三頁)。
- (41) 株主の複数性回復のため暫定的に一人会社が認められる期間として、一九四八年イギリス法(三二条)は六月、一九六六年フランス法(九条)は一年、一九七二年アルゼンチン法(九四条八号)は三月を各々定めている。但し、イギリス法とフランス法の場合は、法定期間の経過が直ちに解散を引き起こすのではなく、利害関係人の請求に基づいて裁判所が解散判決を下すまでは、一人会社は有効に存続する。
- (42) 一人会社を認めることと責任制限を認めることは別問題である(Bisbal, op. cit., pág. 90)。

四一 有限責任原則の相対性

近代市民社会を支える理念的基盤の一つである「自己責任の原則」が今日破綻してしまったという話は聞かない。およそ人たる者が自らの意思に基づいてなした行為の結果負うに至った債務を完済すべき（無限責任）は理の当然であって、このことは、行為主体が自然人であれ法人であれ、何ら異なるところはない。⁽⁴³⁾ この意味において、負担すべき責任を制限するというのは、特別の理由に基づいてなされる例外的な扱いである。

株式会社について言えば、一九世紀の初頭まで維持されてきたこの原則は、あるいは「支配権の喪失」または「支配統御の可能性の希薄化」あるいは「社会的有用性」を根拠として変容し始め、一九世紀後半からは一般化して、株主の責任制限が認められるに至った。⁽⁴⁴⁾ この「株主有限責任の原則」は、かようにして、本来例外であったものが原則と呼ばれるようになったに過ぎないという点を見落としてはならない。換言すれば、「株主有限責任の原則」なるものは、決して株式会社の所与ではない、本質的な要素ではない⁽⁴⁵⁾ということである。したがって、責任制限を認める意義が失われた場合には、自己責任の原則に立ち帰るべきである。

以上のように考える筆者は、一人会社の株主が「支配統御の可能性を完全に有していること」、また、「社会的有用性」の観点からは、一人会社が「企業の社会的役割を果たすために（零細な）出資を集めて企業の設立経営を容易ならしめる」という目的に⁽⁴⁶⁾そぐわない存在であることを指摘したい。即ち、単独株主に責任制限の特典を享受せしめる根拠がないのであるから、これに無限責任を負わせるのが合理的である。⁽⁴⁷⁾

このような考え方に対しては、次のような反論が予想される。即ち、たとえば九九・九%の株式保有者と〇・一%の株式保有者とが存在すれば責任制限が認められる一方で、一〇〇%を単独で保有する株主が無責任を負うという

のは均衡を欠く、との批判である。しかしながら、少なくとも設立時には、前述の如く、発起人の資格制限を厳しくするなり、その引き受けるべき株式数を法定することにより、この問題は解決できるであろう。ただ、これらのバリエーションは、会社成立後にかかる状況が生じた場合については有効でない。その解決策として、ここで初めて法人格否認の法理を適用することもできるが、一般条項以外に実定法上の明確な根拠を持たない法理に期待するのは、立論として好ましくない。このような便法に頼らなければならない状況を阻止するのが立法本来の任務であると考え⁽⁴⁸⁾るからである。

そこで、私見を前提として、無限責任を回避するための薬人形発起人・ロボット株主に対する強力なバリエーションを考⁽⁴⁹⁾えるとすれば、いっそ過半数規程を取り入れたらどうか。改正試案三の14でいう支配株主・支配社員も実質的には過半数支配ないしはこれに近い場合が多いと予想される。とすれば、この支配株主・支配社員⁽⁵⁰⁾の責任を拡大する方向、即ち、債務の種類を問わず、また会社の資本金額の如何を問わず、株式・持分の過半数を有する株主・社員には会社債務につき無限責任を負わせることが考えられる。これが余りに過激な手法であるとの批判に対しては、私見の趣旨に反しない範囲内において、責任を負うべき株主・社員の株式・持分保有率および責任を負うべき債務の種類につき検討の余地を留保する。しかし、支配株主・支配社員 (*dominus societatis*) から責任制限の特典を剥奪することによって、一方では、不振部門の恣意的処分など企業のエゴイズムを抑止することにもなるし、他方、安易な法人成り——筆者は法人成りそれ自体を悪者視するのではない——によって引き起こされる取引上のトラブルを避けることにも資することになる。

私見によれば、一人会社の設立は、軽々に認めるべきではない。確かに、法人は「構成員の個人財産から区別され、個人に対する債権者の責任財産でなくなつて、法人自体の債権者に対する排他的責任財産を作る法技術⁽⁵¹⁾」に過ぎないとして、法人格と団体(社團)性との間の論理必然的な結び付きを否定する説は傾聴に値する。しかし、狭義

(全株式が一人の名義)・広義(名義上は複数株主が存在するが実質的には一人が全株式を所有)を問わず、一人会社においては、単独株主・単独社員(経営者)におけるこの分別の意識が極めて希薄であることが多いというのが現実ではなからうか。あるいは会社財産と個人財産の混同(単独株主・単独社員による会社財産の費消)が行われる、あるいは各々の収支に関する区分が欠如しているか不明確であるという例は、我々がつとに見聞するところである。⁽⁵²⁾

「連帯保証債務(あるいは連帯債務)の設定という法律技術によって、企業者が自己の一般財産を企業の信用の基礎のために提供するという法律技術があることによって、企業の法人化が現実(53)に経済上実用的なものとなつてゐる」にしても、そのこと自体、右の分別意識の希薄化を助長しているとも言える。このような状況を放置したまま一人会社の設定を容認することは、安易な法人成り特に零細株式会社の乱立を招くことになり、ひいては、これが経済効率最優先の大企業のエゴイズムによる弱者切り捨ての危険などとあいまって、中小企業の連鎖倒産に結び付くように思えてならないのである。⁽⁵⁴⁾

註

(43) たとえば、スペイン民法第一九一条は、「債務の履行については、債務者はその現在および将来のすべての財産を以て責に任ずる」と定める。株主有限責任というものは、我が国のように全額払込主義が採られる制度の下では、株主無責任を意味するのであって、決して会社の責任が制限されることを意味するのではない。また、有限会社の場合も、会社の責任は有限ではなく、取引の当事者として無限責任を負う(De la Cámara, "Estudios de Derecho Mercantil", vol. I, 2ª ed., Editorial de Derecho Financiero, Madrid, 1977, pág. 400)。

(44) 久保欣哉「株主有限責任原則の限界——責任制限の競争阻止・独占助長機能をかえりみて」青山法学論集第一四巻第一号(一九七二年)三二〜三四頁、田中誠二「企業の社会的役割と企業についての有限責任の根拠」民商法雑誌第九六巻第五号(一九八七年)九〜一二頁、大隅健一郎「新版株式会社法変遷論」有斐閣・一九八七年・三九頁〜九二頁。

(45) 久保・前掲論文四一頁。

(46) 田中・前掲論文一一頁、河本一郎「現代会社法（新訂第三版）」商事法務研究会・一九八六年・三八頁、森本滋「いわゆる法人格否認の法理の再検討（二）」——会社法人格についての若干の考察」法学論叢第八九巻第四号（一九七一年）四九頁。

(47) このような考えは、我が国でも既に先覚によって示されている——松田二郎「株式会社の基礎理論（株式関係を中心として）」岩波書店・一九四二年・五四六～五四九頁。同「会社法概論（新訂）」岩波書店・一九五六年・一六、一八一—一九、二九、四二八頁。

久保教授は、「先駆的株式会社Ⅱ独裁的株式会社から、近代的株式会社Ⅱ民主的株式会社への進展の過程で、株主の責任は、無限から有限へと転化していった。しかし今日の株式会社は新たな意味での独裁的株式会社へと回帰している。そうだとすれば、近代において一度は有限責任の特権を承認された株主についても、再び先駆的株式会社における企業者株主の地位を占めるものについては、無限責任に立ち帰るべき契機は充分存在する。私は、それ故、将来の株式会社の立法課題として、この点は必ずや充分検討されなければならないと信ずる」と述べられる（久保・前掲論文四六頁）。この他「支配と責任」の相関関係から無限責任を負わせる可能性に言及されるのは、蓮井良憲「会社の独立性の限界（一）」——一人会社を中心として」広島大学政経論叢第七巻第三・四号（一九五八年）二頁註②、大賀・前掲論文二五一頁。また、最近では、イタリヤ法やヨーロッパ会社法案を参考にした単独株主無限責任の立法論もある（井上和彦「子会社の債務に対する親会社の責任と法人格否認の法理——三井東庄事件」金融・商事判例第七五三号・一九八六年・四六～四七頁）。

(48) 筆者は、一般条項の援用はみだりになすべきでないと考えるので、この法理の適用には慎重である。したがって、これを適用するのは、法人格の形骸化の場合でなく、法人格濫用の場合に限り、と考える。なぜなら、濫用の場合の「目的」の要件は特定の法律関係において具体的に確定されるのに対して、形骸化は一般的・抽象的に認定されざるを得ないのであり、その結果、理論的には法人格の全面否認へと結び付くからである。具体的な特定の場合についてののみ法人格を否認するという、この法理の原則をはずれるという意味において、形骸化の場合につき適用を否定するのであるが、一人会社の単独株主・単独社員から責任制限を剝奪すれば、このような議論は無用となる（この法理は実質的に存在意義を失う）。

(49) スペインの一九七九年改正草案は、コンツェルン関係における従属会社の債務（種類特定せず）について支配会社が弁済の責任を負う旨を規定していた（前掲拙稿九四頁）。

(50) 星野英一「いわゆる「権利能力なき社団について」法学協会雑誌第八四卷第九号(一九六七年)四三頁。

(51) 川島武宜「企業の法人格」田中先生還暦記念・商法の基本問題・有斐閣・一九五二年・一八五頁以下(特に一九八頁)。

(52) だからこそ営業財産についてきちんとした公示方法を設ければよいのであって、責任制限を剝奪する必要はない、との考
えも成り立ち得る。その結果、立法論として、有限責任個人企業制度化が提唱される(野津・前掲論文二頁、福井守「一
人会社と有限責任の個人企業」駒沢大学法学部研究紀要第三六号・一九七八年、本稿註15に言及の諸著作など)が、私見は
この点につき消極的である。それは本来例外である責任制限の拡大につながるものであって、経済体制上の問題(自由競争秩
序を乱す不公正)として首肯し難い(同旨・前掲久保論文の他、加藤良三「学説・判例による株式会社法1」中央経済社・一
九八〇年・二三三頁)。換言すれば、純粹な個人企業の場合には無限責任を負担するにも拘らず、一旦このような企業形態を
採用するときは有限責任の利益を享受できるというのでは、著しく衡平の原則に反する(西脇・前掲論文三〇七頁)からで
あり、他方、今次改正試案の如く、合会名社や合資会社を存続せしめる限り、これらの会社の存在意義に疑問を覚える(同
旨・大賀・前掲論文二五二頁)からである。

(53) 川島・前掲論文一九四頁。

(54) この点、会社法と倫理性との関連の必要性を説かれる松田博士の警鐘(松田「会社の社会的責任」商事法務研究会・一九
八八年・九二頁)に、我々は耳を傾けるべきであらう。

五 おわりに

法人格の濫用という「不正な状況を是正し」、「株式会社本来の制度像をより清楚に維持する」ことを宣言するスベ
インの改正草案からは、立法者の並々ならぬ改革の意気込みが感じられる。立法化後の困難は当然予想されるところ
であるが、一人会社に関するドラスティックな規定は、将来に過恨を残さぬための百年の計とも言えるのではない
か。

一人会社をめぐる社会的不正については、我が国の立法者も深く憂慮するところである。⁽⁵⁵⁾しかし、同様の問題意識

を抱きながら、その対応がスペインにおけると全く異なることは興味深い。彼国の改正動向については、我が国の改正立法作業に携わる人々の既に知るところと思うが、一九八七年改正草案がどのように映ったのか知りたいものである。他方、彼国では概ね学説に支持されている草案であるが、社会一般にどのような反響があるのか詳らかでない。特に実務界側からどのように受け止められているのか。改正草案の今後の行方を見守りながら、調べたいと考えている。

註

(55) 松本茂郎「稲葉審議官の見解とその批判(上)——商法改正の最近の動向に関して」税経新報第三一八号(一九八七年)四頁に紹介された稲葉威雄審議官(当時)発言。

(一九八九年五月一七日脱稿)

〔付記〕

本稿は、日本私法学会第五回大会(一九八八年一〇月八日)における報告「一人会社慎重論——スペインにおける改正動向を契機として」を土台にしている。同報告に先立ち、「現代企業法研究会」の北沢正啓教授・平出慶道教授・浜田道代教授を始めとする諸先生、および「一橋企業法・経済法研究会」の吉永栄助教授・久保欣哉教授・加藤良三教授・泉田栄一教授には貴重な御教示を頂いた(本稿では特に引用しなかったが、一人会社に関する泉田教授の広範な比較法研究は特筆に値する)。また、報告当日には、丸山秀平教授の御司会の下、高窪利一教授および倉沢康一郎教授から御質問と有益な御示唆を受け、関英昭教授からも個人的にコメントを頂いた。本稿は、これら諸先生の御教示に啓発されたところが少なくない。ここに付記して、謝意を表す。

なお、本研究は南山大学バツへ研究奨励金の交付を受けている。